

2025年2月26日

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により
被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雪に伴う被害により、災害救助法が適用された青森県の6市3町1村および新潟県の1市^{※1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、2月21日、経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日^{※2}の延長

被災されたお客さまの2025年1月（支払期日が災害救助法適用日^{※3}以降となるものに限り）、2月、3月および4月分の電気料金の支払期日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{※4}）は申し受けません。

3. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年8月末日まで申し受けません。

※1、3

電気料金の特別措置は、災害救助法が適用された市町村（2月25日時点：7市3町1村）に適用します。

■災害救助法適用市町村

【適用日：2月20日】

新潟県（1市）

南魚沼市

【適用日：2月25日】

青森県（6市3町1村）

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡鰺ヶ沢町、
中津軽郡西目屋村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額となります。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ

電気料金の特別措置に関する詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》 カスタマーセンター TEL0120-066-774

【受付時間】 平日：午前9時から午後5時まで [祝日・土曜・日曜を除く]

以 上